

化学物質についてみんなで考えるそれが PRTR

PRTRの届出は もう済みましたか？

電子届出がオススメです。



届出期間

平成27年

4月1日～6月30日

一定の業種や要件に該当する事業者は、化管法（PRTR制度）に基づき、対象化学物質の排出量・移動量の届出が義務づけられています。

◆PRTR制度および届出方法についてのお問い合わせ先

◎経済産業省 Tel:03-3501-1511 (代表)

化学物質排出把握管理促進法

検索

◎環境省 Tel:03-3581-3351 (代表)

PRTRインフォメーション広場

検索

◎各都道府県等のPRTR担当窓口